

山口市公告第28号

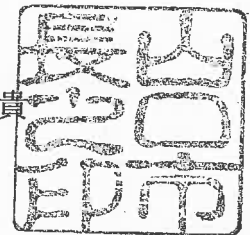
山口農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和6年4月30日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年4月30日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年3月28日

山口市長 伊藤 和 貴



1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

令和6年3月28日から令和6年4月30日まで

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

山口市農林水産部農業振興課 山口市亀山町2番1号

3 意見書提出及び異議申出に当たっての留意事項